

今後の島根県原子力安全顧問会議の進め方

1. 小会議の構成

- ・原子力規制委員会による島根原発2号機の審査が細部に及んできていることなどから、従来の全顧問を対象とした全体会議に加えて、以下の3つの小会議を設ける（資料2参照）
 - (1) 自然災害対策
 - ・地震関係顧問で構成
 - ・地震、津波等（耐震・耐津波設計方針を含む）の審査内容を中心に確認
 - (2) 原子炉施設の安全対策
 - ・原子炉関係顧問で構成
 - ・必要に応じて、放射線影響関係顧問にも出席を依頼
 - ・重大事故対策、技術的能力等の審査内容を中心に確認
 - (3) 避難対策
 - ・原子力防災関係顧問で構成
 - ・必要に応じて、放射線影響関係顧問、環境モニタリング関係顧問にも出席を依頼
 - ・住民避難等の放射線防護対策を中心に確認

2. 実施方法

- ・以下により、小会議と全体会議を組み合わせ実施（資料3参照）
 - (1) 設置変更許可前
 - ・各小会議の場で、県として確認すべき項目を論点として抽出し、その項目について確認（資料3の手順①）
 - ・まずは規制委の審査が進んでいる自然災害対策から、令和2年度当初より開始予定
 - (2) 設置変更許可後
 - ・全体会議の場で、国から安全性、必要性、住民の避難対策等を説明
(同手順②)
 - ・国からの説明後、各小会議の場で、さらに国に確認すべき項目を抽出し
(同手順③)、後日国の回答を確認（同手順④）
 - ・その後、全体会議の場で、県は各顧問から最終的な助言・意見を聴取して
(同手順⑤)、島根原発2号機の再稼働可否について総合的に判断
 - ・なお、会議運営に当たっては、従来どおり合議体形式による意見集約は行わない。会議結果は意見集としてまとめ、公表